

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	NTT-ATエムタック株式会社 東京都新宿区西新宿 3-20-2
工事等の名称	家屋評価システム賃貸借(長期継続契約)
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
契約金額	4,101,900円
工事等の概要	家屋評価システム機器の賃貸借
随意契約の理由	家屋評価業務は、地方税法に基づき総務省が定める「固定資産評価基準」に則った業務であり、各地域による気候、風土等の違いから、各自治体が独自に評価方法を規定している状況である。そのため、柔軟性がある性質の反面、評価者による結果に、差が生じる可能性があり、定期的な法改正による評価基準の変化に適切に対応したうえで、公正な評価を行うためには、システムの果たす役割は重要なものである。そのため、システムについては下記に挙げる内容を中心とした総合的判断に基づき契約相手を選定したものである。 1 定期的に施行される法改正に適切に対応が可能であること。 2 税情報とのデータ連携において、本市の実状に沿った連携内容を理解していること。また、現行及び想定する標準準拠版システムとの連携実績があること。 3 本市が必要とする機能や運用が標準搭載されているシステムであること。 4 本市が利用している次世代型職員用パソコンにて稼働できること。

	NTT-AT エムタック株式会社にあつては、令和7年度の本システム構築事業者であり、データベースやパッケージの構造も熟知していることから、システム理解に要する時間が必要なく、経費的な観点においてもメリットがあるため、相手方とすることが妥当と思料される。 従つて、本業務については、その性質又は目的が競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、NTT-AT エムタック株式会社を相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者のみから見積書を徴するものとする。
--	--